

清須市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 清須市総合型地域スポーツクラブ(以下「クラブ」という。)の設立を検討するため、清須市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) クラブの設立に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、検討委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の代表者及び関係者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 体育指導委員
- (2) 体育協会
- (3) 女性の会
- (4) 子ども会連絡協議会
- (5) 寿会連絡協議会
- (6) 小中学校
- (7) 公募による市民
- (8) 学識経験を有する者

(役員)

第4条 検討委員会に委員の互選により委員長を置き、委員長の指名により副委員長 1 人を置く。

2 委員長は、会議の議長を務め、会務を総理する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、委員長が必要と認めたときに招集する。

(専門部会)

第6条 委員長は、専門事項を調査させるために専門部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局スポーツ課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成22年7月1日から施行する。